

海上衝突予防法の一部を改正する法律案(閣法第七 号)(先議)要旨

本法律案は、「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、小型船の号鐘の備付け等に関する規制の緩和

1 号鐘を備えることを要しない船舶の範囲を、長さ十二メートル未満の船舶から長さ二十メートル未満の船舶に拡大する。

2 長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶が、視制限状態にある水域又はその付近において、びよう泊中又は乗り揚げ中に鳴らすべき信号について、号鐘による信号の義務づけを廃止し、他の手段を講じて有効な音響による信号で足りることとする。

二、特殊高速船の航法等

1 その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船として特殊高速船を定義

する。

2 特殊高速船は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならないこととする。

三、この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。